

クリーンアップ推進員設置要綱

平成18年3月31日
理事長 決 裁

(目的)

第1条 公益財団法人ちとせ環境と緑の財団定款第4条により廃棄物の再資源化に係わる事業として、資源回収及び再利用等の業務を推進強化するため、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団（以下「財団」という。）と町内会等とのパイプ役となる協力者を得て更にその成果を拡大することを目的に、クリーンアップ推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員の職務)

第2条 推進員の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 資源回収、ごみの減量化等に関する地域と財団との情報交換
- (2) 資源回収に関する地域での啓発活動及び財団との窓口的業務
- (3) 資源物・ごみの分別排出についての啓発活動
- (4) 財団又は市が開催する会議・調査・研修等への協力及び参加
- (5) その他、地域での再資源化に係る業務

(推進員の委嘱)

第3条 推進員は、町内会又は自治会から各1名とし、各会長からの推薦により財団理事長がこれを委嘱する。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- 2 委嘱時において年齢80歳以上となる者は、推進員に委嘱することはできない。
- 3 理事長は、委嘱した推進員を推進員台帳に登録し、身分を証する証明書を交付することとする。

(推進員の数)

第4条 推進員の数は、150名以内とする。

(推進員の任期)

第5条 推進員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

- 2 推進員が転勤、転居、又は疾病等、真にやむを得ない事由によりその任を辞する場合は、速やかに財団事務局（以下「事務局」という。）に届け出なければならない。
- 3 事務局は前項により届け出を受理した場合、その任を辞した推進員の残任期間につき速やかに後任者を委嘱するものとする。
ただし、残任期間が少ないと判断した場合は、欠員とすることができる。

(推進委員会の設置)

第6条 推進員相互の連携及び一体化を図るため、推進委員会を設置し、必要な事項は別に定める。

(事業計画)

第7条 推進員に関する事業計画は、事務局において作成し、推進委員会においてこれを決定する。

(推進員の活動資金等)

第8条 推進員には、謝金として年額6千円を支給する。

ただし、第5条第2項に該当する場合にあっては、その在任した月数で按分して支給することとし、その月のうち半月を超えて任にあった場合は一月とみなし、半月以下では月数に数えない。また、残在期間に後任者を委嘱した場合も、同様とする。

2 推進委員会役員には、前項のほか、役員会1回の出席に対し2千円を支給する。

3 財団の計画により研修会等に推進員が出席する場合の旅費については、財団の旅費規程に準じて支給する。

(事故補償)

第9条 推進員が、その活動中に事故に遭遇したときは、財団が加入する傷害保険の範囲内においてこれを補償する。

(被服の貸与)

第10条 推進員には、実践活動時に必要な被服の一部を貸与する。

(表彰)

第11条 理事長は、推進員が7年以上にわたり推進員の職務に精励し、他の模範と思える者を推進委員会役員会が選考して理事長に推薦したときは、これを表彰するものとする。

2 表彰は、原則として財団の主要行事等において行うものとし、表彰状と記念品を贈るものとする。

(庶務)

第12条 推進員に関する庶務は、財団事務局においてこれを行う。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 クリーンアップ推進員制度設置要綱(昭和63年8月11日理事長決裁)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年5月15日から施行する。ただし、改正後のこの要綱は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 クリーンアップ推進員表彰規程（平成2年規程第7号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第306条に基づく登記（変更の登記）の日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度に委嘱する推進員の任期に限り、この要綱による改正後のクリーンアップ推進員設置要綱第5条第1項の規定については、「委嘱の日から2年とし、」とあるのは「委嘱の日から1年とし、」とする。

附 則

この要綱は、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後のクリーンアップ推進員設置要綱第3条第1項及び第2項の規定は、この要綱の施行の日以後の推進員に係る委嘱について適用し、同日前の推進員に係る委嘱については、なお従前の例による。